

エネルギーを 見る眼

自由化で電源構成開示を 義務化する費用とリスク

●開示義務化に消極的な理由



松村敏弘 東京大学社会科学研究所教授

1965年生まれ。88年東京大学経済学部卒。博士（経済学、東京大学）。大阪大学社会経済研究所助手、東京工業大学社会理工学研究科助教授を経て現職。専門は産業組織、公共経済

2016年4月の電力小売り全面自由化に向け、まだ多くの問題が残されている。電力取引監視等委員会発足前の最後の会合となった7月28日の制度設計WGでも意見が対立し、結論を先送りした問題のひとつに小売事業者の電源構成開示義務化がある。

私は電力自由化のメリットのひとつとして、電源構成が重要と考える消費者が事業者の電源構成も考慮して自由に事業者を選べ、結果的にエネルギーミックスに影響を与えられる点を挙げてきた。その私が電源構成開示義務化に消極的なのは矛盾していると、お叱りを受けている。しかし、経済学的に考えて、自分の議論が矛盾していると思わない。本稿では情報開示に関する経済学の基本的な考え方を紹介する。

（アンラベリング）

仮に消費者が国産のそば粉を中国産よりも高く評価しており、より高い価格でも国産そば粉を使った製品を望んでおり、事業者は10%刻みで国産と中国産の割合を変えられるとする。

国産そば粉を100%使用する事業者は自主的に情報を開示する。表示しなければ自社製品が過小評価されるからだ。消費者が合理的なら表示しない事業者の国産の割合は90%以下と判断する。100%の事業者は開示しているからである。この消費者の合理的な判断を前提として、90%の事業者も表示する。こ

れを消費者が合理的に読み込むと、表示しない事業者の国産の割合は80%以下と判断することになり、これを前提とすると、80%使用している事業者も開示する。

この推論を続ければ、10%でも国産そば粉を使う事業者は情報を開示し、結果的に消費者は必要な情報を得る。消費者にとって重要な情報なら、事業者は自主的に情報を開示するのだ。

（負担重い情報開示の費用）

アンラベリングの議論では情報開示費用を考えていない。費用がゼロなら、仮に無駄に情報開示を強制しても社会的な損失は発生しない。しかし、現実には情報開示には費用が発生し、それは詳細な情報を求めるほど大きくなる。また固定費的な側面が強いため、規模の小さな事業者ほど負担は重い。

既に事業者からも負担の重さが指摘されている。特に小規模な新規参入者の場合大きな参入障壁になることも懸念される。さらに小規模事業者が詳細な情報開示をすると、結果的にどの発電事業者から買っているかの経営情報が筒抜けになる恐れもある。これは、強大な力を持つ一般電気事業者が君臨する電力市場では通常以上に大きな問題になりかねない。卸電気事業者が一般電気事業者のライバルに想定以上に電気を売っていることが分かったと、その卸事業者がどんな嫌がらせをされる

か、想像するだけで恐ろしい。

実際には一般電気事業者も今さら無体なことはしないと思うが、このリスクを私たちは認識すべきだ。その可能性がない、あっても独禁法で十分対応できるなどと信じ難いことをいう人は、震災前の電気事業の実態を知らないと思えない。

情報開示には費用が伴う。アンラベリングの議論に情報開示費用を組み込んだ経済理論も存在し、その場合には一般に情報開示の誘因は社会全体の余剰を最大化する水準に比べ過大、つまり開示されるべき情報は開示され、開示の社会的利益が費用を下回るケースですら開示される可能性がある。特定の企業の情報開示が他社の利益を損なう外部効果があるからだ。経済学的には、情報開示を強制する根拠は乏しい。

（消費者が本当に求めている情報は）

この議論は消費者が合理的であることを前提としている。「開示しない事業者は開示に値する優良な情報を持っていない」と合理的に疑う能力を消費者が持っていなければ、事業者の十分な自主的な情報開示は期待できない。しかし消費者団体や消費者の代表者が、消費者の推論能力の欠如を言い立てて、事業者に情報開示を強制させるのが健全なのか、電源構成を適切に開示し、環境そのほかの社会的な価値に合致する事業者を応援するレポートや団体活

動で、消費者の合理性の欠如を補うよう消費者を誘導していくのが健全なのか、考える必要がある。

過大な情報開示を強いた結果、費用が増加し、競争性を弱め、電気料金が高くなるとすれば、それが消費者の利益になると思えない。情報開示を仮に義務化するとしても、比較的費用が小さいと思われる、諸外国と同程度の過去の実績に基づく大きくくりなもので十分。その上で、自主的な情報開示に関して、虚偽や紛らわしい開示を規制するルール設計を優先する方が建設的だ。

（思い込みだけで義務化する愚）

小売事業者の電源構成は本当に消費者にとって重要な情報なのかも考えるべきだ。例えば関西電力の子会社が大半の電気を卸取引所で調達し、同量を関電が追加的に市場に出せば、実質的に関電の別働隊として電気を売るにもかかわらず、電源構成を開示しても「卸取引所」となるだけだ。取引所取引の電気に電源を紐付けることは困難だし、市場設計として望ましくもない。取引所取引を介してしまえば消せる情報の開示を消費者は望んでいるのか。

本当に必要なのは、同一資本の下にある発電事業者も含めた事業者全体の電源構成ではないのか。費用ばかりかかり、意義のない情報の開示を、思い込みだけで義務化する愚を犯してはならない。